

第 20 回
浜坂町・温泉町
合併協議会会議録

平成 17 年 8 月 4 日

第 20 回浜坂町・温泉町合併協議会 会議録

日 時 平成 17 年 8 月 4 日 (木) 午後 7 時 30 分～午後 8 時 10 分

場 所 浜坂町多目的集会施設

※出席者

協議会委員 (計 20 名)

浜坂町	浜坂町	温泉町	温泉町
陰山 毅	上島康彦	馬場雅人	朝野美喜代
小村俊之	太田昭雄	幸賀毅	岡田衆二
岡坂峰雄	尾崎靖	西脇明	田中董
平澤輝實	谷田一富	田中要	中井功
西村敏弘	西垣洋子	西村公子	中井祥三

幹事会 (計 4 名)

浜坂町	温泉町
田辺武則	北村繁行
	山崎正男
	中村茂

事務局 (計 6 名)

阪本晴良	西村大介
北村佐登美	宮脇美智子
太田洋二	川崎晴人

第20回浜坂町・温泉町合併協議会

日 時：平成17年8月4日（木）

19：30～

場 所：浜坂町多目的集会施設2階ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 報告事項

報告第43号 (継続) 新町の行政組織について

報告第45号 平成17年度浜坂町・温泉町合併協議会補正予算（第1号）について

5 その他

6 閉 会

○阪本事務局長 ただいまから第20回浜坂町・温泉町合併協議会を始めさせていただきます。
幸賀議長、よろしくお願いいたします。

○幸賀議長 皆さん、こんばんは。第20回浜坂町・温泉町合併協議会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

うら盆を目前にして公私大変お忙しい中、しかも夜分、本協議会に応招いただきまして、感謝とお礼を申し上げます。

本日の協議会には、お手元に配付の諸議案のとおり報告事項2件であります。後ほど会長より提案説明がなされますが、いよいよ互譲と協調の心が強く求められているとき、心して、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。

ただいまから第20回浜坂町・温泉町合併協議会を開会いたします。

続きまして、会長あいさつ。

陰山会長、お願いします。

○陰山会長 皆さん、こんばんは。御苦労さんでございます。

ただいま議長さんの方からも話がありましたが、このような時間に開会いたしまして申し訳なく思っております。連日、暑い日が続いておりますが、皆様には御多用の中、こうして御出席を賜りましてありがとうございます。

本日は、後ほど提案をさせていただきますけれども、前回持ち越しとなりました新町の行政組織と予算補正第1号の報告、提案を申し上げまして、御審議を賜りたいと存じております。どうか委員の皆様には大局的見地に立って、適切な結論を賜りますように、よろしく願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

○幸賀議長 続きまして、会議の成立について事務局から報告いたします。

○阪本事務局長 では、報告を申し上げます。

合併協議会規約第10条第3項の規定により、委員の半数以上の出席で成立することとなりますが、出席者は20名全員でございます。したがって、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、顧問の先生方につきましては、公務のため欠席の御報告をいただいております。以上でございます。

○幸賀議長 続きまして、会議録署名委員の指名の件については、会議運営規程第4条第2項の規定に基づき、議長から指名をさせていただきます。

温泉町、朝野美喜代委員、浜坂町、太田昭雄委員にお願いいたします。

続いて、議事に入ります。

本日の報告事項についての提案説明をお願いいたします。

陰山会長。

○陰山会長 それでは、報告事項についての提案説明を申し上げます。

まず報告第43号、これは継続になりますが、新町の行政組織について。2番目に報告第45号、平成17年度浜坂町・温泉町合併協議会歳入歳出の補正予算（第1号）について、以上の2件の御提案を申し上げるものでございます。後ほど事務局に説明、朗読をさせます。審議の方、よろしくお願いを申し上げます。

○幸賀議長 それでは、報告第43号、継続案件であります。新町の行政組織についてを議題とし、会長にかわり、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 1ページをお願いいたします。

報告第43号（継続）、新町の行政組織について。新町の行政組織について報告する。平成17年8月4日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

新町の行政組織について。新町の行政組織について、別紙のとおり報告する。

この件につきましては、前回の協議会や2町の議会等で御意見を賜ったものを幹事会で調整いたしました。その結果、変更したものについて御報告を申し上げたいと思います。

まず、2ページの行政組織につきましては、前回と変更はしておりません。

3ページをお願いいたします。まず係の名称を変更しております。変更箇所は、商工観光課の地域交流係とあったものを地域振興係に変更しております。それと総合支所の振興課の地域振興係を地域交流係に、それと水道課の水道会計係を水道経理係に、それぞれ変更いたしております。また、前回は表の表し方につきまして施設の部分が係の列よりかも少し頭が突き出しておりましたが、今回は一列の配置に変更しております。

変更ではありませんが、特に総合支所と本庁との関わりがわかりづらいということがありましたので、少し説明を加えさせていただきます。総合支所の振興課に3係、住民福祉課に4係、産業建設課に4係を配置しておりますが、それぞれこの係と本庁の課を連動させております。例えば総合支所の振興課総務係は本庁の総務課、税務係は税務課、地域振興係は企画課と連動いたしております。その他の係もそれぞれ本庁の課と連動させて、これまで行ってきました事務事業のうち、旧温泉町内といいますか、地域内の住民サービスに直接関わっておりました窓口業務や相談業務、保健福祉の業務、またそれぞれの施設の

管理、継続している工事などの業務やまちづくりの活動の機能拠点、それと地域独自の事業、それから住民自治活動の育成支援などを今後、総合支所で分掌することにしております。また、自然災害のときには住民の生命、財産等の安心、安全を図るために、支所長は初期の対策としての現地の災害対策本部長の任に当たることを予定をいたしております。以上でございます。

○幸賀議長 朗読、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

報告第43号について、御質問のあります方は挙手をお願いいたします。

なお、以下、発言されます方は、町名、氏名を告げていただき、御発言をお願いいたしておきます。どうぞ。

○中井（功）委員 温泉町の中井です。先ほどの御説明の中に支所の係を本庁の課とあわせてるといいますか、いのように説明があったんですけども、その中で地域交流係が、前は地域振興係というふうにあったと思うんです。そうすると、ここが多分本庁の企画に当たる部分だと思うんですけども、そう考えると、地域振興係の方が何か自然な感じがして、内容についても説明をしていただきたいと思ったんですけども、この名前を変えた理由と、支所の方の係が具体的にどういった仕事をされるんだろうということをちょっと教えていただけませんか。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 それでは、事務局の方で説明をまずさせて、それから私の補足をいたします。

○幸賀議長 事務局長。

○阪本事務局長 地域交流係と地域振興係でございますけども、幹事会の中で協議をさせていただきまして、本庁が持つのはやっぱり地域振興、全体の部分で大きくやっぱり関わっていくべきだというふうなことが大きな理由で、地域振興係と地域交流係の名称を相互に入れかえたというふうなことが大きな理由でございます。

そして、それぞれ総合支所の係の業務でございますけども、振興課の総務係でございますけども、本庁の総務課が所管する部分で、支所においても業務を行われるというふうなことで、総合支所のそれぞれ文書の受け付けなり電算でのもの、それから支所の庁舎の管理、それから公金の収納がございまして。水道料とか、そういう部分の収納、持って来られた方のものを収納するというふうなこと、それから区長協議会に関するようなこと、それからここでは他の室に属さない、他の係に属さないというふうなものも、ここで行ってお

ります。

税務係につきましては、本庁の税務課で行うような事務で、申告の受け付け、それから土地台帳とか家屋台帳の温泉町分の整理とか、あと税務相談、納税相談とかいう部分でございます。

それから、地域交流係でございますけれども、これは地域振興に係る地域の振興施策なり、それからイベント、それぞれ今、温泉町がやっております独自のイベント、国際交流、国内交流というふうなものを地域交流係で担います。

それから、住民福祉課の住民係でございますけれども、ここは総合支所の総合窓口に当たると思います。そういうふうな事務で、戸籍の事務、ごみの事務、ごみ処理の事務、それから交通共済の部分、それから地域の消防、防災、自然災害の対策もこの住民係で担うということにしております。

健康係は、それぞれ健康の増進、普通の健康診断といいますか、町ぐるみ健診とかはここで行う。それと予防接種の関係、献血の関係もこの健康係で、住民に実際に出ていってサービスを提供するという部分では、この健康係はそういうふうなことをこれまでどおり担っていくということになります。

国保係につきましては、それぞれ国保、それと年金の関係、福祉医療の関係、児童手当の関係、その辺の住民サービスに関わる部分を担当いたします。

それから、福祉係につきましては、福祉全般、それから保育所の関係、それから介護保険の関係、そういうふうなもので住民サービスに直接関わる部分を担うということになります。

それから、商工観光係でございますけれども、温泉町の観光協会、それから温泉研究所、杜氏館、それから夢公社の管理運営、その他観光施設、それから生涯学習のむら管理とかいう、施設の管理の部分に携わるということになります。

それから、農林畜産係でございますけれども、地産地消の関係、それから農林施設の管理、それから農業委員会の申請の受け付け、そういう部分を担うということになります。

それから、建設係でございますけれども、道路の維持管理、修繕、除雪、それから残土処分場がありますので、残土処分場の関係を、それと景観形成の関係がありますので、景観形成も今の条例がある部分には、湯村の景観形成なり温泉町の景観形成は建設係が担うと。上下水道はそれぞれの検針なり施設の維持管理、料金の収納とかをここで、収納はあれですけども、検針ですね、それと施設の管理を上下水道係で担うというふうなことにしてお

ります。以上でございます。あくまでも予定だということでございます。以上でございます。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 事務局の方で大体説明したんですが、冒頭の地域振興係と交流係が変わったということにつきまして、若干私の方で補足を申し上げたいと思いますが、本庁の中で地域交流係ということについてはいささか誤解を、内容においては交流係も振興係もほとんど変わらないということによっておりますからいいんですが、これは本当は私はどちらも地域振興係の方がいいんじゃないかなという思いがしておりました。ただ、過去のこれまでからの話の中で、係というのは支所も本所も同じ名称は使わないということによっておるという中で、苦心の跡があったというふうに思っておりますので、その辺について、やはり本庁において地域振興を考える、支所においてもその地域の振興を考えるという内容においていささかも変わらないという中で、名称の変更がなされたものと、こういうふうに理解をしておりますので、御理解賜りたいと思います。

○幸賀議長 そのほかございませんか。

西脇委員。

○西脇委員 温泉町の西脇です。

機構、組織について行政のそれぞれの専門が検討されてつくられとる訳ですから、基本的に異論はありませんが、さっき会長から説明があったように、係を本庁と支所の中で、もうダブらんように変えたというところが苦心の策ということですが、逆に言うと、非常にそれがわかりにくくしたという部分があると思います。それをどうこうするというでなしに、先ほど局長からる説明があったように、業務分掌等で職務の明快なものがこれから職員に徹底される訳ですが、一番大事なのは住民が支所に来て果たせる仕事、本所に来てやるべき仕事、これらがシンプルにわかるような表示をされないと、総合支所に来てできるとしたら仕事が振られて、それは浜坂に出てくださいというようなことになりかねん訳で、それらをやっぱり出足の段階で住民がシンプルにわかるような説明の仕方というものを今後の手法としてぜひお願いしておきたい。基本的には組織、機構に対して異論を申すものではありません、先ほど言うておりますように。

それで、支所が、先進の篠山市なんかの例のように、当初はこういう形でいくが、不合理で無駄だということで見ると間に機構を絞り込んできて、人数が、気がついたら、1年たったら半分になり、2年たったら3分の1になりというような安易な組織にならないよう

にだけお願いしておきたい。逆に、支所に中途半端な職務機能を持たせると、職務が膨大になってきて現地解決30人程度ということが、狙いと現実が変わってきたということにならないように、そのことだけをぜひ今後、運用していく上をお願いしといておきたいと。特に組織についての異論でなしに、そういう運用の仕方について注文をつけておきたいと。思います。以上です。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 運用につきましては、今後、十分両町協議しながら、今の意見を体しながらやっていきたいというふうに思います。

○幸賀議長 田中董委員。

○田中（董）委員 温泉の田中でありませう。

この新町の事務組織につきましては、私の記憶では、確かに第3回の15年の12月の17日、この庁舎の方式の図面を出して協議しています。そして第4回目が16年の1月の21日にしまして、総合支所、現地解決型ということで大枠は了承しております。だからね、細部にわたっての詰めは、その時にはここからここまでですということはないけども、総合支所の現地解決ということはもう決定済みなんですよ。これだけは会長、覚えてください。あんたは後からなつたですけん、そんなことを、前のことは知らんなんちやなことは絶対にならんと思ふ。

それとね、収入役の件についても、これは新聞等では議会でね、温泉も浜坂も言つとられます。いろいろとある。しかし、この協議会の中では、いいですか、私は11回か12回のときに、ある委員がこれについて質問しておりますよ。これは、収入役はどうなるんだという質問をされたときに、当時の会長、ここにいる副会長、その人たちが、やはり合併時のいろいろな両町の財政状況を考えたら、これは収入役を置くべきだというふうに答弁がなっております。これらはどうですか。おたくはこんなことわからんということか、知らんということか、どうですか。その点についてちょっと答弁してください。

○幸賀議長 大事な一つの課題に関わることでありますし、新聞報道がなされた部分でありますので、ここで陰山会長、整理して回答願います。

○陰山会長 総合支所の関係は、ここに今、事務局が説明したとおりですから、それはよく私は理解をしておるつもりでございますから、誤解のないようお願いしたいというふうに思ふ。

収入役の件につきましてでございますが、これは基本的には地方自治法上、収入役とい

うのは必置義務があるということでもありますから、今の機構を論ずる場合におきましてはいろいろな考えがありましても、置くということで今回、何らこれは変えておりませんから、収入役は置くという形でこの機構が進んでおります。この点も御理解を賜りたいと思えます。

もう少し申し上げますと、やはり収入役というのは会計事務の公正さを図るといいますか、町から独立した権限も一部有しておるといようなこともありますし、助役の職はなくすることができても、収入役というのは兼掌ということがありますがけれども、何かの形で収入役は置かなければならない、なくすることはできないといようなものもございませし、助役は、例えば任期中に解任することができますけれども、収入役は任期中には解任できないといようなこともありますし、いろんな意味からいって、収入役というのは兼掌はありましても、いろんな意味で必要だと。もとに戻りますけれども、地方自治法、基本的には収入役は必置義務があるということの中で今回の機構につきましては置くということで、今日、皆さんにお配りしたとおりであります。

最終的には、新町の町長がどうするかという判断は、町長なり議会の議員が決まった段階で、そこで協議をして判断すると、こういうことになると、こういう理解をしております。御理解ください。

○幸賀議長 田中董委員。

○田中（董）委員 それでは、収入役は今置くんだと。そして新町の町長、議会の議員が決まって、それから後に検討ということですね。それは、私はそれらについてとやかくは言いませんけど、今の現在はね、合併協議会の流れの中では、さっき言いました総合支所、こういうものはきっちらとここで議決になっておりますから、そして収入役もそういうふうに置くんだということも決定になっておりますからね、これだけは、それで私もあれなんですけど、両町の議会がね、いろいろ言うことが新聞に出るんですけど、私の申し上げたいことは、一応ここの合併協議会で決定されたことは、やはり私は尊重してほしい。確かに両町の議会も町民に対して責任がありますけど、では、合併協議会というものはどうかというと、協議会のやはり意義、権限といようなものもあると思えますから、それらを尊重してね、してもらったら、それで私はいいと思えます。

あとの細部にわたっては、幹事会もありましよう、そういうところで運用はきちっと決めていただいたらいいと思えます。しかし、大枠だけは絶対に曲げないということでひとつお願いしておきます。

○幸賀議長 確認の意味で、陰山会長。

○陰山会長 今、先ほど申し上げましたとおり、今日、この表を見ていただきましても、きちっと今言ったことは図に載っておりますから、これを信じていただければ結構であります。よろしくお祈いします。

○幸賀議長 そのほかございませんか。

中井祥三委員。

○中井（祥）委員 温泉町の中井でございます。

法定の合併協議会で協議され、決議されたものというのは、どこまで尊重されるのかどうか。改めて私はそれをお聞きしておきたいと思ひます。

今、田中委員の質問の中で会長がおっしゃっておられました。もちろん新町になれば新町の町長が決まり、あるいは議会が決まって新しい行政組織の中で町の方向というのを決めていく訳ですから、それはそれで当然だと思ひんです。しかし、長く期間をかけ、費用をかけて、2つの町が一緒になるためにこういう条件で一緒になりましようということがこの法定協議会で話し合われた訳ですね。それが一朝一夕にして、幾ら何でも変わっていくというようなことがあっていいものなんでしょうかどうでしょうか。極端に言ひますとね、おかしな事になる訳ですね。言うならば、それが例えが正しいのかどうかわかりませんが、ころっと変わってしまったら、これ結婚詐欺のような形になる訳ですよね。条件をこうこうこうこうこういう条件で2つの町が一緒になりましようということを合意した訳ですから、その合意された条項というのは少なくとも2年なり3年なりといひますか、石の上にも三年という言葉が適当でないかもわかりませんが、やはり両町で十分協議されてきた、そしてこの中で決議されてきたこと、話し合って決められてきたことといひるのは、私は尊重されるべきだと。そうでなかったら法定協議会で論じてきたことが何のためだったのか、そんなもの、価値のないことになっちゃうんじゃないかと、このように思ひんですが、会長、副会長のその辺の見解をひとつお聞かせいたひきたいというように思ひます。

○幸賀議長 先回から継続に至った今日の時点であります。中井委員の質問につきましては、この会議、協議会の性格に関わる基本的な認識の部分だと思ひますし、共通理解が非常に大事ですので、正副会長から見解、答弁をお祈いします。

陰山会長。

○陰山会長 これについては、先ほど田中委員にもお答ひしましたように、この協議会の決議を尊重していくということにいささかも、私はそれを軽視するというような気持ちは

毛頭ありません。ただ、一つだけ例を言っておきますと、これは香美町だけではないと思いますけども、香美町の合併協議会で決められた収入役問題については、新町が発足してから置かないということになっておるということだけは御理解ください。ですから、尊重しながらも、時によれば、例えばそのことが何のために合併をしたのかというようなことの中で、例えばの話ですけど、いろんな事情の中で、その方が、収入役という組織の重大さもわかりますが、時によればその方がより経費節減にもつながり、それが大きなあれにはならないというような形があるとするならば、それはその段階で論議すべき問題もあるいはあるかもしれない。しかし、何回も申し上げますように、ここで論議した問題、討議されたことについては、軽々に今言われるように変えるべき性格のものではないということとは十分承知をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。理解していただきたいと思ひます。

○幸賀議長 馬場副会長からも御答弁願ひます。

○馬場副会長 それでは、私の方も考え方を述べさせていただきます。

この法定合併協議会というのは、1号、2号、3号、それぞれ町長、それから議会代表、それから住民代表という形で選出いただいて議論を尽くしていただいております。その重みというものは、これは皆さん、十分御理解、御認識を賜っているものと思っております。一方で、議会という立場、権限というのは、温泉町におきましても、温泉町の議会議員の皆様方から、じゃあ、個々具体的な問題についてどこまでその意見を述べられるのか、あるいはどこまで決定できるのかというところを幾度も尋ねられております。その都度私が申し上げますのは、法定合併協議会の意向、決定というものを、これは極力尊重していただかなければならないというふうに申し上げます。ここの調和が、ある意味では、これ、難しいと言ってしまうえば難しいんですが、易しいと思えば非常に易しいことだというふうに思っております。それは個々具体的に細かい部分について議員の皆さん方からも意見を賜うことは、それはその機会としてあります。例えば温泉町におきましては特別委員会、あるいは全員協議会というふうな、そういう場で機能するというふうに思っております。しかしながら、やはり基本は法定合併協議会でありますから、この場でお決めたことについては、これは極力というか、最大限尊重すべきだというふうに思っております。

○幸賀議長 そのほかございませぬか。

〔質疑なし〕

○幸賀議長 それでは、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。報告第43号は、御承認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 御異議なしと認めます。よって、報告のとおり御承認いただいたものと決定いたします。

次に、報告第45号、平成17年度浜坂町・温泉町合併協議会歳入歳出補正予算（第1号）についてを議題とし、会長にかわり、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 4ページをお願いいたします。報告第45号、平成17年度浜坂町・温泉町合併協議会補正予算（第1号）について。平成17年度浜坂町・温泉町合併協議会補正予算（第1号）について報告する。平成17年8月4日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

平成17年度浜坂町・温泉町合併協議会補正予算（第1号）について。平成17年度浜坂町・温泉町合併協議会補正予算（第1号）について報告する。

この件につきましては、合併協議会の財務規則第4条第2項の規定により提案するものでございます。内容につきましては、前回の協議会で平成16年度の決算報告の確認をいただきました。その際、繰越金について補正をするものでございます。今回の補正は歳入のみを補正しておりますので、歳入歳出の額は変更ありません。

7ページをお願いいたします。歳入のみを掲げてありますが、1款分担金及び負担金、1項負担金を153万円減額し、2款1項繰越金を153万円増額し、増減額は同額にしており、補正後の金額は843万3,000円でございます。

10ページをお願いいたします。事項別明細書に関わります2の歳入でございますが、1節の町負担金を153万円減額しますので、両町それぞれ76万5,000円の減額となります。繰越金は1節前年度繰越金として153万円を増額しております。以上でございます。

○幸賀議長 以上、説明は終わりました。

続いて質疑に入ります。

報告第45号について御質問のあります方はどうぞ。

〔質疑なし〕

○幸賀議長 それでは、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。報告第45号は、報告のとおり御承認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、報告のとおり御承認いただいたものと決定いたします。

次に、その他の方に入ります。

次回協議会の開催について、事務局に説明させます。

事務局長。

○阪本事務局長 次回の第21回の合併協議会につきましては、平成17年8月25日に午後1時30分から、会場の都合により連続いたしますけども、浜坂町多目的ホールにおきまして開催いたしたいと思っております。

協議内容といたしましては、新町の町章選定についてと合併協議会の解散についてをお願いしたいと考えております。次回の協議会が最終の合併協議会となります。よろしくお願いたします。以上でございます。

○幸賀議長 説明は終わりましたが、この件についての何か御質疑ありましたらお受けしたいと思っております。ありませんか。

〔質疑なし〕

○幸賀議長 それでは、その他のその他、その他に何かありましたら。事務当局よりありませんか。

○幸賀議長 それでは、ないようであります。それでは以上で報告案件2件、本日の案件が終わりました。

ここで最後に閉会の挨拶を馬場副会長から申し上げます。

馬場副会長。

○馬場副会長 それでは、閉会の挨拶を申し上げます。

夜会で大変お疲れの中を合併協議会に出席賜りましてありがとうございます。実はあと3日で暦の上では立秋を迎える訳ですが、まさに厳しい毎日の暑さでございます。どうか委員の皆様方には十分御自愛の上、10月1日の新町のスタートに一層の御支援と御協力を賜りたいというふうに思います。

今年は戦後60年、昭和でいきますと昭和80年ということになります。温泉町の話

で大変恐縮なんです、夢千代館の2階に平和を想う部屋というのを設置をいたしまして、8月の6日、7日、8日、この3日間無料開放させていただいて、町民の皆様にご覧の際、平和ということをお考えいただいたらという思いの中で、そういう日を設定させていただきました。

その内容といたしましては、湯村温泉のお湯を14年ばかり広島市の方の原爆療養施設に持っていきまして、その療養施設の方から入所者の皆さんが手づくりの焼き物を寄贈いただきました。また、手づくりのいろんな品物も寄贈いただきました。その展示とあわせて、戦後の失われたいろんな品々を展示をさせていただいております。まだまだ今、町民の皆さんに向けて、ぜひ御寄贈いただけるものというふうな形で募っているところではありますが、とりあえず現時点で集まっているものを展示をさせていただいておりますので、どうか多くの皆さんにご覧いただけたらというふうに思っております。

これから新しい町がスタートする訳であります。これからの時代は間違いなく平和、それから環境ということを追求していかなければならないというふうにも思っております。そういうことを含めまして、両町の町民の皆さんの、県のテーマではございませんが、参画と協働によりまして「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」を実現をしてみたいというふうにも思うものでございます。

本日は大変ありがとうございました。

○幸賀議長 以上をもちまして、第20回協議会を閉会といたします。御苦労さまでした。